

令和6年6月1日

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム のぞみ

運 営 規 程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人全仁会が運営する、グループホームのぞみ（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業所及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図る事を目的とする。

また、本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の世話、及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り、自立して営むことができるよう支援する事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1）本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び、介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに、関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- （2）利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個人の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- （3）利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び、提供方法についてわかりやすく説明する
- （4）適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- （5）常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 グループホームのぞみ
所在地 倉敷市白楽町40番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤1名)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 2名 (常勤2名)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。

東ユニット 1名 計画作成担当者 兼介護職員

西ユニット 1名 計画作成担当者 (介護支援専門員) 兼介護職員

- (3) 介護職員 13名以上 (常勤12名以上、非常勤1名以上、2ユニット)

(2名は計画作成担当者と兼務)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

- (4) 看護職員 1名 (非常勤)

看護職員は利用者の健康チェック及び処置を行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は年中無休とする。
(2) 営業時間は24時間とする。

第6条 (利用定員)

利用定員は18名とする (各ユニット9名)

第7条 (指定共同生活介護のサービス内容)

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介護
(2) 日常生活の介護
(3) 相談・援助
(4) 健康管理・金銭管理の援助

第8条 (介護計画の作成)

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、その置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画 (以下、介護計画) 及び、介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下、介護予防計画) を作成する。
(2) 介護計画の作成及び、介護予防計画の変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
(3) 利用者に対し介護計画及び、介護予防計画に基づいて各種サービスを提供するとともに

に、常にその実施状況についての評価を行う。

第9条（利用料等）

（1）本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目としては、別に利用料金の支払いを受ける。

①食材費 1, 620円／日（含む、おやつ代）

②食事に係る光熱水費等 162円／日

③管理費 860円／日

（水道光熱費・環境整備費・空調メンテナンス費等）

④居室料 1, 730円／日

⑤その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担する事が適切と認められる費用

（2）月の途中における入居については日割り計算とする。

（3）利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

第10条（入退居に当たっての留意事項）

（1）指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって、認知症の状態であり、かつ次の各号を満たす者とする。

また、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2のものであって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

①少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

②自傷他害の恐れがないこと。

③常時医療機関において治療する必要があること。

（2）入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

（3）退去に関しては、利用者及び家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

第11条（秘密保持）

（1）本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密保持を厳守する。

（2）従業者であった者が退職後においても、業務上知り得た利用者、または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

第12条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の

配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第13条（損害賠償）

- （1）利用者に対する介護サービス及び支援サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- （2）前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第14条（衛生管理）

- （1）指定認知症対応型共同生活介護及び、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- （2）従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第15条（急変時における対応策）

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

第16条（非常災害時における対応策）

- （1）非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対応方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- （2）非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、年2回の避難訓練を行う。

第17条（虐待防止に関する事項）

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針を整備する。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第18条（身体拘束の廃止）

- （1）利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。やむを得ず身体拘束を行うときは、その日時・利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録する。（完結の日から5年間保持）
- （2）利用者や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間等をできるだけ詳細に説明し十分な理解を得るように努める。

(3) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第19条（その他運営についての重要事項）

(1) 従業者等の質の向上を図るため、次の通りの研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

(2) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。